

物価高騰に伴い町民生活を支援します！

●生活支援ギフトカードを全世帯に配布します

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、町民全員を対象に生活支援ギフトカードを配布します。

【対象となる人】

1月1日現在で養老町住民基本台帳に登録のある人

【配布額】

1人につき3,000円

【配布方法】

世帯員分の金額をチャージしたギフトカード1枚を世帯主あてに郵送します。

申請手続きは必要ありません。

ただし、以下の場合は手続きが必要となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

1. 代理受領を希望される場合
2. 受領を辞退される場合

【配布時期】

1月に対象世帯にご案内を送付しております。

2月下旬よりギフトカードの発送を開始します。

ギフトカードが利用できるのは3月1日からです。

【使用可能店舗】

全国のVisa加盟店(店頭・ネットショップ)

※一部利用対象外の店舗があります。詳しくは

バニラVisaギフトカードのホームページをご覧ください。

【使用期限】

令和9年12月31日(金)まで

詳しくは町ホームページをご覧ください。



生活支援ギフトカードの
全世帯配布について
(町ホームページ)

バニラVisaギフトカード
のホームページ

問 総務課 ☎32-1101

●物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高騰が長期化し、さまざまな人に影響が及んでいます。その影響をより強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

【対象となる人】

- ・児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母など
- ・令和7年10月1日から令和8年4月1日までに出生した児童を養育する父母など

【支給額】

児童1人につき2万円

【手続き方法】

養老町から令和7年9月分の児童手当を受け取っている人および令和7年10月1日から令和8年1月31日までに出生した児童の保護者(公務員除く)は、原則申請不要です。

(町から支給についての案内をお送りします。受け取りを希望しない場合は、所定の届出書を案内に記載された期限までに提出してください)

※以下の場合、原則申請が必要です。

- ・令和8年2月1日から令和8年4月1日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・10月1日以降に離婚(離婚調停中なども含む)により児童手当の申請が必要になった保護者 など

【支給時期】

2月下旬より随時

詳細は、町ホームページまたはこども家庭庁ホームページをご覧ください。



物価高対応
子育て応援手当の
支給について
(町ホームページ)

問 子ども課 ☎32-5078